

自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置の充実強化について

四国部会提出
説明担当 大洲市

自治体病院は、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命とし、地域医療の確保、医療水準の向上、患者中心の医療の確立等に努め、地域医療の中核を担っているところであります。

しかしながら、その経営は、度重なる医療制度の改革や診療報酬の見直し等による急激な医療環境の変化により赤字経営を強いられているのが現状であり、さらに、地域医療に従事する医師の不足や診療科による偏在の問題も起きており、これらの問題は、もはや地方自治体が単独で改善することは極めて困難な状況となっております。

特に、地方においてはその傾向が顕著であり、自治体病院においても地域の実情を踏まえた医療環境の整備や経営の健全化に努めているところでありますが、自治体病院が地域において真に必要で良質な医療を、安全にかつ継続して提供するためには、医師不足の解消、地域偏在の改善に加え、自治体病院の役割に応じた財政支援の充実強化が必要不可欠であります。

これらのことから、自治体病院が担う社会的使命が達成され、住民のニーズに対応した適切な医療が提供できる環境づくりのため、下記事項について、特段の配慮を強く要望いたします。

記

- 1 深刻化している医師不足の解消を図るため、勤務医の過酷な勤務実態を踏まえた処遇改善及び診療報酬の抜本的見直しを含む適切かつ充実した施策を講じること。
- 2 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏域を単位として、現状に基づき、診療科ごとの必要な医師数を算出する制度的措置を講じるなど、実効性を高める仕組みを構築すること。
- 3 自治体病院に係る地方交付税措置については、その所要額を確実に確保するとともに、不採算部門等への財政支援措置の充実を図ること。